

原油価格高騰対策

筑紫野市運送事業者等支援金 申請要領

令和4年11月

筑紫野市企画政策課
運送事業者支援金担当

<問合せ先>

受付期間：令和4年12月1日～令和5年2月28日

受付時間：9時～12時 13時～17時 ※土日祝日を除く

電話番号：092-925-5556

1. 申請の流れ

①申請書類を入手する

- ◆市ホームページからダウンロードしてください。
ページ右中央にQRコードがあります。
- ◆市役所（本庁舎4階企画政策課窓口）に申請書類を設置しています。
- ◆申請書の郵送をご希望される場合は、「運送事業者等支援金担当（TEL092-925-5556）」にご連絡ください。



②申請書に記入する



③必要書類を添付し申請する

■申請方法・期限

申請方法：郵送申請

申請期限：令和5年2月28日まで(当日消印有効)

<郵送先>

〒818-8686

筑紫野市石崎1-1-1 筑紫野市役所企画政策課

「筑紫野市運送事業者等支援金担当」宛て

市ホームページQRコード



④審査

市で、申請内容を審査。書類に不備等があった場合は、電話等で連絡します。



⑤支援金給付

不備等がなければ、通常3週間程度で決定通知を市から発送の後、指定口座に振り込みします。

2. 申請の要件を確認する

■支給対象者・対象車両(リース含む)

市内に本社または営業所を有し、令和4年11月24日時点で市内で事業を営む、中小企業、個人事業主のうち、次に掲げるいずれかの事業を行う事業者

対象事業	対象車両(リース含む)
トラック運送事業(貨物自動車運送)	事業者が所有もしくはリース契約に基づき借用している下記のいずれも満たす車両(二輪を除く) (ア)自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「事業用」と記載がある車両(緑または黒ナンバー) (イ)自動車検査証の「使用の本拠の位置」の欄に筑紫野市内の住所が記載されている車両 (ウ)自動車検査証の「種別」の欄に「大型特殊自動車」と記載されていない車両 (エ)被けん引車でない車両
乗合バス事業(一般乗合旅客自動車運送)	
貸切バス事業(一般貸切旅客自動車運送)	
タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送)	
介護タクシー事業(一般乗用旅客自動車運送)	
自動車運転代行業	上記(イ)に加え、公安委員会から認定を受けた登録車両(随伴用車両)

○支給対象者の解説

(1) 本社とは

- ・法人登記簿の本店
- ・法人税確定申告書別表一における納税地

(2) 営業所とは

- ・道路運送法、貨物自動車運送事業法、貨物利用運送事業法に規定する営業所で運行管理等を行う場所
- ・本店が市外にある法人にあたっては、使用権限等を証明できるもの
- ・個人事業者にあたっては、所得税確定申告書の青色申告書又は白色申告書の事業所所在地

※登記簿等だけで実態がないものは営業所とはみなしません。

※駐車場が筑紫野市内にあっても、営業所が筑紫野市内にないと対象となりません。

(3) 中小企業とは

- ・ 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者であること。

※下表の「資本金の額又は出資額」と「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たす事業者又は個人事業主

業種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)		小規模企業者
	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

■ 不給付要件

次に掲げるいずれかに該当する場合は、給付対象外

- ・ 筑紫野市暴力団排除条例(平成22年条例第14号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当する者
- ・ 令和4年11月25日以降開業の事業者

■ 留意事項

- ・ 書類に不備があり、市が申請者に連絡・確認できない場合及び申請者が追加の書類の提出に応じない場合が相当期間続いたときは、申請受付から1か月経過した日をもって申請が取り下げられたものとみなします。
- ・ 支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、市は支給決定を取り消します。この場合、申請者は支援金を返還していただきます。
- ・ 審査の過程において、事務局から追加で確認書類を求めることがあります。これに応じていただけない場合は、支給対象外になります。
- ・ 申請内容に不備がある場合、不備の修正を依頼します。その際に、審査に時間を要するので、申請前に内容が適切か確認してください。なお、軽微な不備(誤字等)については、審査担当者が職権により申請内容を修正させていただく場合があります。

3. 申請する

■提出書類確認リスト

	提出書類	トラック運送事業 乗合バス事業 貸切バス事業 タクシー事業 介護タクシー事業	自動車 運転代行業	掲載 ページ
1	申請書兼請求書(様式第1号)	○	○	P.5~6
2	対象車両一覧(様式第2号)	○	○	P.7
3	対象車両すべての自動車検査証の写し	○	○	P.8
4	国土交通大臣からの許可書または更新許可書等の写し(貨物軽自動車運送事業は事業経営届出書等の写し)	○		P.9
5	運輸局へ提出した直近の事業実績報告書の写し(貨物軽自動車運送事業を除く)	○		P.10
6	公安委員会からの認定証の写し		○	P.11
7	対象車両すべての保険または共済証書の写し		○	P.11
8	支援金の振込先口座の通帳の写し(振込先口座は、申請者と同一名義であるものに限る)	○	○	P.12
9	(法人のみ)役員名簿(様式第3号)	○	○	P.13
10	(法人のみ)履歴事項全部証明書の写し	○	○	P.14
11	(個人のみ)直近の確定申告書の写し	○	○	P.15~16
12	(個人のみ)本人確認書類の写し(運転免許証やマイナンバーカードの写し等)	○	○	-

申請書兼請求書表面 (記入例)

様式第1号(第6条関係)

(表面)

令和 4年12月 1日

(宛先)筑紫野市長

申請者 住 所 筑紫野市石崎1-1-1
法人名又は屋号
フリガナ カブシキガイシャ 筑紫野運送 ダイヒョウ 筑紫 タロウ 印
代表者氏名 株式会社 筑紫野運送 代表 筑紫 太郎 印
生年月日 昭和47年 4月 1日生 (男)・女
電話番号 092-923-1111

筑紫野市運送事業者等支援金給付申請書兼請求書

筑紫野市運送事業者等支援金の給付を受けたいので、下記のとおり筑紫野市運送事業者等支援事業実施要綱第6条の規定により申請します。なお、支援金の給付決定があった場合は、給付決定額の支援金を請求します。また、本支援金の申請にあたり、次の全ての事項を誓約します。

[誓約事項]

- 申請内容に虚偽はありません。虚偽が判明した場合は、支援金を返還します。
- 筑紫野市暴力団排除条例（平成22年条例第14号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。また、筑紫野市が必要な場合には、警察等の捜査機関に照会されることを承諾します。

記

1 給付申請額 ※該当する箇所に☑（2つ以上該当する場合は、主な業種に☑）

<input checked="" type="checkbox"/>	(1) トラック運送事業（貨物自動車運送）	(10) 台×3万円 = (30) 万円 ※上限100万円
<input type="checkbox"/>	(2) 乗合バス事業（一般乗合旅客自動車運送）	
<input type="checkbox"/>	(3) 貸切バス事業（一般貸切旅客自動車運送）	
<input type="checkbox"/>	(4) タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送）	() 台×2万円 = () 万円 ※上限100万円
<input type="checkbox"/>	(5) 介護タクシー事業（一般乗用旅客自動車運送）	
<input type="checkbox"/>	(6) 自動車運転代行業	

※(1)～(4)は緑又は黒ナンバーのみ、(5)は登録車両のみ。

2 事業者情報

事業所名	<u>株式会社 筑紫野運送</u> <u>二日市営業所</u>	住 所	<u>筑紫野市二日市西1-1-1</u>
------	------------------------------------	-----	----------------------

3 振込先 ※申請者の名義のものに限る

金融機関名	<u>筑紫野</u> <u>銀行</u> 信用組合 農協・信用金庫	<u>石崎</u> <u>支店</u> 出張所
預金種別	<u>1. 普通</u> 2. 当座	口座番号 <u>11111111</u>
フリガナ	<u>カブシキガイシャ チクシノウソウ</u>	
口座名義	<u>株式会社 筑紫野運送</u>	

※裏面に続く

申請書兼請求書裏面（記入例）

（裏面）

4 添付書類 ※該当する箇所に☑

<input checked="" type="checkbox"/>	(1)トラック運送事業	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣からの許可書又は更新許可書等の写し（貨物軽自動車運送事業は事業経営届出書等の写し） ・運輸局へ提出した直近の事業実績報告書の写し（貨物軽自動車運送事業を除く）
<input type="checkbox"/>	(2)乗合バス事業	
<input type="checkbox"/>	(3)貸切バス事業	
<input type="checkbox"/>	(4)タクシー・ 介護タクシー事業	
<input type="checkbox"/>	(5)自動車運転代行業	
<input checked="" type="checkbox"/>	全事業者	この申請書兼請求書【様式第1号】
<input checked="" type="checkbox"/>		対象車両一覧【様式第2号】
<input checked="" type="checkbox"/>		対象車両全ての自動車検査証の写し
<input checked="" type="checkbox"/>		通帳の写し
<input checked="" type="checkbox"/>	法人のみ	役員名簿【様式第3号】
<input checked="" type="checkbox"/>		履歴事項全部証明書の写し
<input type="checkbox"/>	個人事業主のみ	直近の確定申告書の写し
<input type="checkbox"/>		本人確認書類の写し

対象車両一覧（記入例）

様式第2号(第6条関係)

筑紫野市運送事業者等支援金 給付対象車両一覧

○ご記入時におけるお願い

- ・記入欄が不足する場合は、コピーしてご利用ください。
- ・指定の記入内容以外は、絶対にご記入いただかないようお願いいたします。

事業者名	株式会社 筑紫野運送
------	------------

	車両番号	有効期間の満了する日
例	福岡 200 か 1234	令和 5 年 2 月 28 日
1	福岡 200 か 1111	令和 5 年 2 月 28 日
2	福岡 200 か 1112	令和 5 年 3 月 31 日
3	福岡 200 か 1113	令和 5 年 4 月 30 日
4	福岡 200 か 1114	令和 5 年 5 月 31 日
5	福岡 200 か 1115	令和 5 年 6 月 30 日
6	福岡 200 か 1116	令和 5 年 7 月 31 日
7	福岡 200 か 1117	令和 5 年 8 月 31 日
8	福岡 200 か 1118	令和 5 年 9 月 30 日
9	福岡 200 か 1119	令和 5 年 10 月 31 日
10	福岡 200 か 1120	令和 5 年 11 月 30 日
11		令和 年 月 日
12		令和 年 月 日
13		令和 年 月 日
14		令和 年 月 日
15		令和 年 月 日

対象車両すべての自動車検査証の写し

番号 02387 A 平成 29年 7月 1日 東京運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途・特別名	車体の形状
品川 300 8 1234	平成 29年 7月 1日	平成 29年 7月 1日	普通乗用車	商業用	[C01]
コタド	車台番号 [999]	長さ	幅	高さ	前後軸重 1250kg 後軸重 1535kg
ABCDEFGHI 123456789	型式	444mm	172mm	149mm	700mm
	駆動橋の型式	444mm	172mm	149mm	700mm
	燃料の種別	1.49	ガソリン	2335	6789
所有者の氏名又は名称	東京都交野市				
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2丁目1-3 [13001 0673]				
使用者の氏名又は名称	ホムホム				
使用の本拠の位置	東京都千代田区霞が関2丁目1-3				
1初期間の満了年月日	平成 30年 6月 30日				

「みほん」

申請日時時点で有効であるもの

事業用であること

所有者又は使用者が申請者であること
(使用権限があることが証明できること)

- 事業用のものであること
- 所有者もしくは使用者が、申請者であること
(使用権限があることが証明できること)
- 「使用の本拠の位置」の欄に筑紫野市内の住所が記載されていること
- 「種別」の欄に「大型特殊自動車」と記載されていないこと
- 申請日時時点で有効であるもの
- 二輪は、対象外

国土交通大臣からの許可書または更新許可書等の写し（例）

開自貨第〇〇〇〇号

許 可 書

株式会社 〇〇〇〇 殿

令和 年 月 日付けで申請のあった一般貨物自動車運送事業の経営は、次の条件を付し下記のとおり許可する。

条 件

1. 許可を受けた日から1年以内に運輸を開始しなければならない。
2. 運行管理者及び整備管理者の選任届を運輸開始前に行わなければならない。
3. 運輸開始前に社会保険等加入義務者が、健康保険、厚生年金保険、雇用保険及び労災保険に加入しなければならない。
4. 貨物自動車運送事業報告規則第3条の規定に基づき、運輸開始前に確認報告を行わなければならない。
5. 事業用自動車は、自動車損害賠償責任保険又は自動車損害賠償責任共済の上積みである一般自動車損害保険（任意保険）等に参加しなければならない。
6. 運輸開始前には、運輸局長の承認がなければ事業計画又は事業施設概要書の記載内容を変更してはならない。

記

経営しようとする事業
一般貨物自動車運送事業

令和 年 月 日
開東運輸局長 〇〇 〇〇印

○令和4年11月24日以前に許可等が出ていること

～貨物軽自動車運送事業の場合～

届出日 令和 年 月 日

運輸局 運輸支局長 殿

貨 物 軽 自 動 車 運 送 事 業 経 営 届 出 書

今般、貨物軽自動車運送事業を営みたいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)		開始予定日	令和 年 月 日
ふりがな			
氏名又は名称 <small>(主たる事務所の名称)</small>	(通称名:)		
代表者氏名			
住 所 <small>(主たる事務所の位置)</small>			
電話番号			
事業計画の内容(住所と同じ場合は、口欄にチェックを入れる)			
営業所の名称及び位置			
営業所名	位 置		
<input type="checkbox"/> 住所と同じ			
事業用自動車の種別ごとの数			
車両数	乗車定員	車両数	乗車定員
軽(普通)	両 名	軽(豊根)	両 名
		二 輪	両 名
自動車車庫の位置及び収容能力			
位 置	営業所からの距離		収 容 能 力
	<input type="checkbox"/> 住所と同じ		m
乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力			
位 置			収 容 能 力
	<input type="checkbox"/> 住所と同じ		m
運送約款(該当する口欄にチェックを入れる)			
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)			
<input type="checkbox"/> 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)			
<input type="checkbox"/> その他運送約款			
運行管理体制を記載した書面			
所属営業所名		運行管理の責任者氏名	
運輸局 支局長 殿			
宣 誓 書			
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。			
<input type="checkbox"/> 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。			
<input type="checkbox"/> 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。			
令和 年 月 日			
		住 所 氏 名 (名称)	

○事業経営届出書の写し
(受付印のあるもの)

運輸局へ提出した直近の事業実績報告書の写し（例）

第4号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）

区分	一般			特定
	特種	利用	霊柩	

事業者番号	
-------	--

貨物自動車運送事業実績報告書

あて

住 所

事業者名

代表者名

電話番号

事業概況（ 年3月31日現在）

事業用自動車	両	従業員数	人	運転者数	人
--------	---	------	---	------	---

事業内容（前年4月1日から3月31日まで）

・ ダンプによる土砂等輸送	・ 冷凍、冷蔵輸送
・ 基準緩和認定車両による長大物品等輸送	・ 原木、製材輸送
・ 国際海上コンテナ輸送	・ 引越輸送
・ コンクリートミキサー車による生コンクリート輸送	・ その他
・ 危険物等輸送	・ ()

輸送実績（前年4月1日から3月31日まで）

	延実在車両数 (日車)	延実働車両数 (日車)	走行キロ (キロメートル)	実車キロ (キロメートル)	輸送トン数		営業収入 (千円)
					実運送 (トン)	利用運送 (トン)	
北海道							
東北							
北陸信越							
関東							
中部							
近畿							
中国							
四国							
九州							
沖縄							
全国計							

事故件数（前年4月1日から3月31日まで）

交通事故件数		重大事故件数		死者数		負傷者数	
--------	--	--------	--	-----	--	------	--

備考

1. 区分の欄は、該当する事項を○で囲むこと。
2. 従業員数は、兼営事業がある場合は、主として当該事業に従事している人数及び共通部門に従事している従業員のうち当該事業分として適正な基準により配分した人数とし、運転者数を含むものとする。
3. 事業内容については、主なもの三項目以内を○で囲むこと。
4. 危険物等とは、自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第101号）別記様式の（注）の「積載危険物等」をいう。
5. 輸送実績については、地方運輸局の管轄区域ごとに、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所に配置されている事業用自動車の輸送実績（ただし、輸送トン数（利用運送）については、当該地方運輸局の管轄区域内にあるすべての営業所において行った貨物自動車利用運送に係る貨物取扱量）について記載すること。
6. 交通事故とは、道路交通法（昭和23年法律第105号）第72条第1項の交通事故をいう。
7. 重大事故とは、自動車事故報告規則第2条の事故をいう。

※貨物軽自動車運送事業を除く

公安委員会からの認定書の写し（例）

様式第4号(第2条関係)

第	号
安全運転管理者 資格認定書 副安全運転管理者	
営業所の名称及び所在地	
職務上の地位	
氏名	
年 月 日生	
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定 の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)により読み替えて適用される道 路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9 第1項第2号 第2項第2号 の規定により 安全運転管理者 副安全運転管理者 の資格を有するものと認定します。	
年 月 日	
福岡県公安委員会 印	

注 認定する安全運転管理者又は副安全運転管理者及び認定の根拠規定を○印で囲むこと。

○令和4年11月24日以前に認定されていること

対象車両すべての保険または共済証書の写し

【損害賠償責任保険契約等の締結を証する書類】

・代行保険の付保証明書または保険証券の写し

※損害賠償措置（代行保険）は、利用者の自動車を運転中に事故を起こした場合の損害に対する賠償措置としての保険の締結であり、国土交通省の規定等により「対人8,000万円」、「車両保険200万円」が最低補償額となります。

支援金の振込先口座の通帳の写し

銀行名・支店名・口座種別・口座番号・名義人（カナ）が確認できるように、通帳の表面を開いた1・2ページ目の両方を添付してください。

通帳のオモテ面



通帳を開いた1・2ページ目

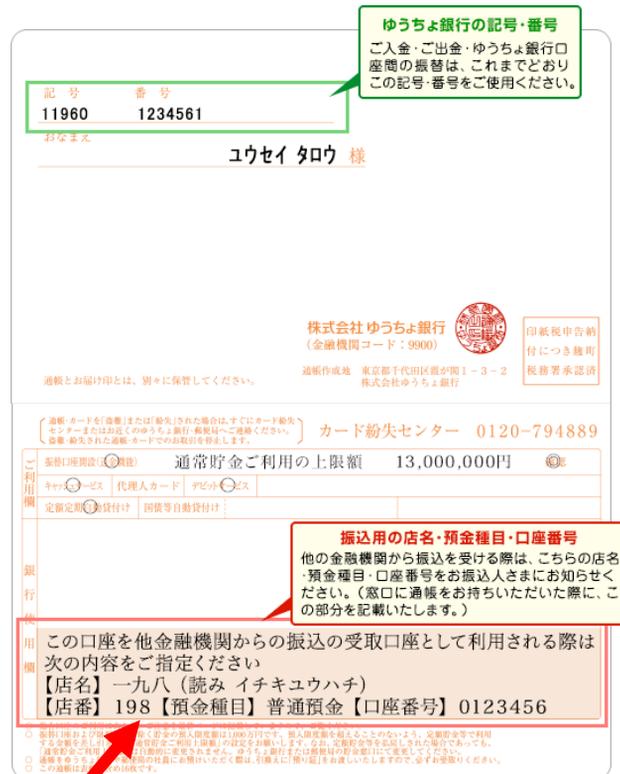


電子通帳 画面コピー



※電子通帳などで、紙媒体の通帳がない場合は、電子通帳等の画面等の画像を提出してください。
同様に当座口座で紙媒体の通帳がない場合も、電子通帳等の画面を提出してください。

ゆうちょ銀行の場合



通帳を開いた1・2ページ目のこの口座番号を記入してください。

役員名簿(法人のみ)

様式第3号(第6条関係)

役員名簿 (筑紫野市運送事業者等支援金 申請用)

1. ご記入時におけるお願い

- ・記入欄が不足する場合は、コピーしてご利用ください。
- ・指定の記入内容以外は、絶対にご記入いただかないようお願いいたします。
- ・外国籍の方で日本名もある場合は、各々を二行に分けてご記入ください。
- ・アルファベット氏名の場合は、A欄にはカタカナ、B欄にはアルファベットでご記入ください。
- ・常用漢字ではない文字が氏名に使用されている場合は、簡体字を当ててください。

2. 提出時におけるお願い

- ・役員の方全員について、所定の書式に従い、A～D欄を漏れなく記入してください。
なお、書類に不備があった場合、給付できない可能性があります。

事業者名	株式会社 筑紫野運送
------	------------

番号	A欄		B欄		C欄	D欄
	氏名(フリガナ)		氏名		生年月日	性別
	姓	名	姓	名	※元号で記入	
例	チクシノ	タロウ	筑紫野	太郎	昭和47年4月1日	男
1	チクシノ	イチロウ	筑紫野	一郎	昭和48年4月1日	男
2	チクシノ	ハナコ	筑紫野	花子	昭和49年4月1日	女
3	チクシノ	ジロウ	筑紫野	次郎	昭和50年4月1日	男
4	チクシノ	ヨウコ	筑紫野	陽子	昭和51年4月1日	女
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						

履歴事項全部証明書の写し(法人のみ)

履歴事項全部証明書

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇
●●●●●●株式会社
会社法人等番号〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇

商号	株式会社●●●●●●	
	株式会社〇〇〇〇〇〇	令和〇〇年〇〇月〇〇日変更
		令和〇〇年〇〇月〇〇日登記
本店	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇	
公告をする方法	〇〇〇〇〇〇	
会社成立の年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日	
目的	1.〇〇〇 2.〇〇〇	
発行可能株式総数	〇〇〇〇株	
発行済株式の総数 並びに種類及び数	発行可能株式の総数 〇〇株	
資本金の額	金〇〇〇〇万円	
株式の譲渡制限に 関する規定	当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない	
役員に関する事項	取締役●●●●●●	
	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇〇〇 代表取締役●●●●●●	
登記変更に関する 事項	設立 令和〇〇年〇〇月〇〇日	

これは登記簿に記載されている開示されていない事項の全部であることを証明した書面である。

(●●法務局●●支局管轄)
令和〇〇年〇〇月〇〇日

●●法務局登記官

●●●●

印

整理番号〇〇〇〇〇〇 *下線のあるものは抹消事項であることを示す。

○履歴事項全部証明書は、法務局又は法務局のホームページから取得することができます。

直近の確定申告書の写し②(個人のみ)

○青色申告決算書 (青色申告の場合)

決算書にマイナンバー (個人番号) の記入は不要です。

FA3000

令和 03 年分所得税青色申告決算書 (一般用)

事業の内容を具体的に記入します。
例: 青果小売業、自動車板金塗装業など

住所	〇〇市△△町x-xx-x	フリガナ	国税 太郎	事務所所在地	
氏名		氏名	国税 太郎	氏名 (名称)	
事業所所在地	同上	電話番号	(自宅)x-x-xxxx-xxxx (事業所)△△-△△△△-△△△△	電話番号	
業種名	〇〇小売業	屋号	〇〇商店	加入団体名	〇〇青色申告会

令和 4 年 3 月 2 日 損益計算書 (自 〇 月 〇 日 至 12 月 31 日)

提出用	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)
売上	売上(収入)金額 (雑収入を含む)	3928000	消耗品費	378000	貸倒引当金	64460
	期首商品(製品)棚卸高	3705000	減価償却費	74556	計	64460
	仕入金額(棚卸高)	27596000	福利厚生費	173000	専従者給与	1200000
	小計(②+③)	31301000	給料賃金	2625000	貸倒引当金	74140
	期末商品(製品)棚卸高	3874000	外注工賃		計	1274740
	差引原価(④-⑤)	27467000	利子割引料	128000	青色申告特別控除額	4109752
差引金額(①-⑥)	11793000	地代家賃	120000	青色申告特別控除額	55000	
租税公課	385000	貸倒金		所 金 額	3559752	
荷造運賃		雑費	48000	計	3559752	
水道光熱費	224000	計	6473568	差引金額(⑦-⑧)	5317432	
旅費交通費	148000	差引金額				
通信費	167000					
広告宣伝費	192000					
接待交際費	163000					
損害保険料	105000					
修繕費	259000					
雑費	259000					

事業所の所在地が市内であるか確認してください。
個人タクシーの場合は、基本的に自宅が事業所になります。

○収支内訳書 (白色申告の場合)

収支内訳書にマイナンバー (個人番号) の記入は不要です。

FA7000

令和 03 年分収支内訳書 (一般用) (あなたの本年分の事業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

事業の内容を具体的に記入します。
例: 青果小売業、自動車板金塗装業など

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	〇〇市△△町x-xx-x	フリガナ	国税 太郎	事務所所在地	
氏名		氏名	国税 太郎	氏名 (名称)	
事業所所在地	同上	電話番号	(自宅)x-x-xxxx-xxxx (事業所)△△-△△△△-△△△△	電話番号	
業種名	〇〇卸売業	屋号	〇〇商会	加入団体名	〇〇卸売組合

令和 4 年 3 月 2 日 (自 〇 月 〇 日 至 12 月 31 日)

提出用	科目	金額 (円)	科目	金額 (円)	氏名 (年齢)	従事月数	給料賃金	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
収入金額	売上(収入)金額	47950000	旅費交通費	148000	〇〇 (25)	12	1,020,000	1,275,000	9,900
	家事消費費	284000	通信費	167000	〇〇 (21)	12	840,000	1,050,000	0
	その他の収入	800000	広告宣伝費	205000	計	24	1,860,000	2,325,000	
	計(①+②+③)	48314000	接待交際費	163000			465,000		
	期首商品(製品)棚卸高	3705000	損害保険料	105000					
	仕入金額(棚卸高)	38829000	修繕費	259000					
小計(⑤+⑥)	42534000	消耗品費	348000						
期末商品(製品)棚卸高	3874000	福利厚生費	177000						
差引原価(⑦-⑧)	38720000	雑費	66000						
差引金額(④-⑨)	9594000	小計(⑩-⑭)	2027000						
給料賃金	2325000	経費計	5163368						
外注工賃		専従者控除前の所得金額(第一号)	4430632						
減価償却費	472368	専従者控除額	860000						
貸倒金		所得金額(第一号)	3570632						
地代家賃	192000	計							
利子割引料	147000								
租税公課	165000								
その他の経費	224000								

Q & A

Q1. 申請書の配布について

A1. 市ホームページに申請書や案内を掲載します。

※申請書類は、市ホームページからダウンロードできます。
郵送が必要な方は運送事業者等支援金担当（092-925-5556）までご連絡ください。

Q2. 申請期間・申請方法について

A2. 申請は郵送で受け付けます。

受付期間は、令和5年2月28日(当日消印有効)までです。

Q3. 給付までのスケジュールについて

A3. 申請受付後、速やかに審査を行い、適正と認められた時は、交付決定通知書を発送します。支援金は、受付日からおおむね3週間で振込となります。なお、書類等に不備があった場合は、修正が必要となるため、支給に日数を要することになります。

Q4. 自家用有償旅客運送、幼稚園バス、企業の社員送迎バス等は対象になるか。

A4. 上記は、白ナンバーのため、対象となりません。

Q5. 市外の事業者も対象になるか。

A5. 市内に本社、営業所があることが条件のため、本社が市外でも営業所が市内にあれば、対象となります。

Q6. 他の補助金と重複することはできるのか。

A6. 他の自治体（県・市町村）が実施する支援金の対象・受給のいかんは問いません。

Q7. 複数の営業所を有する事業者への給付上限額は。

A7. 営業所数によらず1事業者につき、1回限りの申請で給付上限額は100万円となります。

Q & A

Q8. 一般貨物と軽貨物、路線バスと貸切バス等、複数の事業を営んでいる場合は、それぞれ申請できるのか。

A8. 複数の許可を得て営業している場合は、まとめて申請をしてください。なお、申請は、1事業者につき1回限りで給付上限額は、100万円となります。

Q9. 個人の事業と法人を設立して事業をしているが、両方支給されるのか。

A9. 事業者ごとに支給となるので、個人事業者と法人が双方独立した別事業者であり、それぞれが要件を満たせば、個人と法人ともに支給されます。

Q10. 今から起業すれば、支援金はもらえるのか。

A10. 令和4年11月24日時点で営業開始しており、申請時点で営業を継続していることが条件になります。なお、営業開始は、許可書等の日付で判断します。

Q11. 給付決定後に増車した車両があるが対象となるのか。

A11. 申請は1事業者につき1回限りのため、対象となりません。

Q12. 休業している場合もしくは休業する予定の場合は、対象となるのか。

A12. 申請時点で休業している場合もしくは申請後において、事業継続の意思が認められない場合は対象となりません。

Q13. 確定申告書の写しに税務署の收受印は必要か。

A13. 收受印は必要です。收受印のある確定申告書の写しを提出してください。

Q14. e-taxで確定申告書を行った場合に必要なものは。

A14. 確定申告書の控えと受信通知を提出してください。